○農林水産省告示第九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市荘川町三尾河字スゲ畑四五〇の二、四五〇の三、四五〇の七、四五二の二（次の図に示す部分に限る。）、四五二の四、四五三の一〇、字カリコ谷五三八の四、清見町上小鳥字池ノ島九二一の五、九二二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆市矢熊字船久保四九七の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区寸沢嵐字関山二八九九の二一、二八九九の二二、字関川三五七一の四三、三五七一の四四、三五七一の四五（次の図に示す部分に限る。）、三五七一の四六、三五七一の四七

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区鳥屋字奥野三六二六（次の図に示す部分に限る。）、三六二七の二〇二、三六二七の二五六、三六二七の二五七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区青根字八重石八〇の一、字社宮司三六五五の一、三六五五の三、三六六一、三六六二、三六七五、三六七六、三六八一、三六八二、三六八九、三六九〇、三六九六、緑区青野原字中鉢一四七一のイ（次の図に示す部分に限る。）、緑区青山字雷松二〇九一の二、二一〇一、二一〇二、二一〇三の二、二一〇五の二、緑区中野字上川和四二五の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字社宮司三六六一、三六六二、三六七五、三六七六、三六八一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区三井字小名手八四九のイの三、八五二、八七三の一、八八〇の一、字名手一一七、一一二一の一、一一二二の一、字川井一一二四の一、字細久保一二〇六の二から一二〇六の八まで、一二一〇の一、一二一〇の二、一二一三から一二一八まで、一二一九の一から一二一九の一三まで、一二二〇、字大玉久保一二二三、一二二四の一、一二二五、一二二六、一二二七の一、一二三一から一二三四まで、一二三五の一、一二三五の二、一二三六から一二四七まで、一二四九、一二五〇の一、一二五一、一二五二、一二五三の一、一二五五の二、一二五六、一二五七、一二五八のイ、一二五八の口、一二五九、一二六〇の甲、一二六〇の乙、一二六一、一二六二の一、一二六二の二、一二六三から一二六七まで、一二六八の一から一二六八の六まで、一二八一の一九

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区青山字下細原一四八七の四、一四八七の八、字沢入一六〇三の二、緑区鳥屋字石原三一二四の二、緑区青野原字大津門二六二六、二六五七、字大地開戸三二五四の三、三二八〇の二、三二八二の二、字上ヶ谷戸三四四二、字梶ケ原三六三九の二、三六四〇の三、字上徒三六七六の一、三六七八、緑区青根字上裾野二二一三、二二一四、二二一七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）